

建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者を定める件

H17.12.16 国土交通省告示第1424号
最終改正:H18.3.30 国土交通省告示第416号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年国土交通省令第百十三号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第百十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のように定める。

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。

一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

大工工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百八十号。以下「平成十五年改正省令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五条第一項の規定による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築大工とするものに合格した者であってその後大工工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの
左官工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の左官とするものに合格した者であってその後左官工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの
とび・土工工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した者であってその後とび工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者であってその後コンクリート工事に關し一年以上実務の経験を有するもの又は検定職種を二級のウェルポイント施工とするものに合格した者であってその後土工工事に關し一年以上実務の経験を有するもの 三 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成十七年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に關し一年以上実務の経験を有する者
石工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格した者であってその後石工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
屋根工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）かわらぶき又はスレート施工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）かわらぶき又はスレート施工とするものに合格した者であってその後屋根工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
電気工事業	<p>社団法人日本計装工業会の行う平成十七年度までの一級の計装士技術審査に合格した後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>
管工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部

	<p>門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）による改正前の技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「昭和四十八年改正政令」という。）による改正後の配管とするもの）にあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者</p> <p>三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの</p> <p>四 社団法人日本計装工業会の行う平成十七年度までの一級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>
<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格した者であつてその後タイル・れんが・ブロック工事に關し一年以上実務の経験を有するもの</p>
<p>鋼構造物工事業</p>	<p>一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の鉄工（検定職種を昭和四十八年改正政令による改正後の鉄工とするもの）にあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の鉄工又は製罐とするものに合格した者であつてその後鋼構造物工事に關し一年以上実務の経験を有するもの</p>
<p>鉄筋工事業</p>	<p>一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法の規定による技能検定のうち検定職種を一級の鉄筋組立てとするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法の規定による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者であつてその後鉄筋工事に關し一年以上実務の経験を有する者又は検定職種を二級の鉄筋組立てとするものに合格した者であつてその後鉄筋工事に關し一年以上実務の経験を有するもの（検定職種を一級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を一級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p>
<p>板金工事業</p>	<p>一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格した者であつてその後板金工事に關し一年以上実務の経験を有するもの</p>
<p>ガラス工事業</p>	<p>一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のガラス施工とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のガラス施工とするものに合格した者であつてその後ガラス工事に關し一年以上実務の経験を有するもの</p>
<p>塗装工事業</p>	<p>一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格した者であつてその後塗装工事に關し一年以上実務の経験を有するもの</p>

防水工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の防水施工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の防水施工とするものに合格した者であってその後防水工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
内装仕上工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格した者であってその後内装仕上工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
熱絶縁工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の熱絶縁施工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の熱絶縁施工とするものに合格した者であってその後熱絶縁工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
造園工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の造園とするものに合格した者であってその後造園工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
さく井工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のさく井とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のさく井とするものに合格した者であってその後さく井工事に關し一年以上実務の経験を有するもの 三 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成十七年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に關し一年以上実務の経験を有する者
建具工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格した者であってその後建具工事に關し一年以上実務の経験を有するもの
水道施設工事業	<p>技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則（昭和三十二年総理府令第八十五号）による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
清掃施設工事業	<p>技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>

二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者